

議案第3号

専決処分の承認について《令和3年度京丹後市病院事業会計補正予算（第6号）》

令和3年度京丹後市病院事業会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

令和3年度

病院事業会計補正予算書  
(第6号)

京都府京丹後市



専決第2号

専決処分書

令和3年度京丹後市病院事業会計の補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月9日

京丹後市長 中山 泰

令和3年度京丹後市病院事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和3年度京丹後市病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
手術台更新業務	令和3年度から 令和4年度	7,000千円

令和4年2月9日専決

京丹後市長 中山 泰